

### 仕入原料の物品コードについて

**06/02/07** ITS 久田 仁

## I 新規物品コードを取得する場合

1)新規原料採用者(開発担当者)は新規に物品コードを取得する物品が、既に(池田G各社の) 物品マスタに登録されているかどうかを確認すること。

原則として同一物品の物品コードは池田グループ内で一つでなくてはなりません。新規に原料を採用する方は、池田グループ内で既に物品コードの取得が無いかを確認してください。特に遠隔地で使用されている場合は業務担当者では同一物品かどうかの判断が出来ない恐れがあります。また、過去に登録されていて既に論理削除されている場合も考えられますが、この場合は削除されている物品コードを復活することになります。既にコードが登録されている物品に新規にコードを取得した場合は、後で変更が必要になり、そのコードが既に使われていた場合は変更作業が大変になりますので、十分に確認をお願いします。

2)物品更新票起票者(業務担当者)は原料規格書及び現物ラベルによって品名、荷姿入目、メーカー等を確認して物品更新票を起票すること。起票時に原料規格書及び現物ラベルが入手できない場合は、入手して確認した時点で直ちに内容の修正を行うこと。

新規に物品コードを取得する場合は、開発担当者の方が原料規格書を取得すると思いますが、実務上、物品マスタへの登録は、その原料の発注前には出来ていなければいけませんので、原料規格書及び現物ラベルの入手は出来るだけ早めに行うようにお願いいたします。

3)物品更新票に記載した内容(物品マスタ)に変更が生じた場合は、その変更の連絡を受けた者が関係者及び資材課に速やかに通知し、変更の為の物品更新票を起票すること。

特に遠隔地への連絡が漏れる場合があります。

物品マスタの変更は池田G各社も行う必要があります。どの会社に登録されているか不明な場合は ITS に確認してください。

特に、品名、荷姿入目の変更を確実に行ってください。

# Ⅱ物品コードで物品特定するために

1)1つの物品が複数のコードに登録されている事例が見つかれば、その物品の担当者が物品コード の統合(1つのコードに集約)を行うこと。

同一物品のコードを池田グループ内で1つにする為に、1つの物品に複数のコードが登録されていることが発見されたら、物品コードを一本化する必要があります。その物品の担当者(その複数の物品コードの担当者)が協力してどちらかのコードに一本化してください。一本化するためにはどちらかのコードの振替が必要です。

物品コードの振替は、担当者にとっては非常に大変なことではありますが、当社の品質保証の上で必要なことでありますので、宜しくお願いします。

物品コードの振替は、在庫がなくなった時点で行うのが簡単ですが、在庫がゼロにならないような物品の場合は、在庫がゼロでなくてもコードの振替を行って下さい。在庫物品の振替は仕入の変更によって行います。詳しくは ITS に問合せてください。

池田Gの会社間にまたがって物品コードの振替の必要性がある場合には、ITS が振替をお願いする場合もありますので、ご協力ください。

2)複数の物品(メーカー違いも含む)が1つのコードに登録されている場合は、その物品の担当者が物品コードの振り分けを行うこと。

複数の物品に 1 つのコードが登録されていることが発見されたら、物品コードを振り分ける必要があります。その複数の物品の担当者が協力して、コードの振り分けを行ってください。振り分けを行う為にはどちらかの物品のコードの振替が必要です。

3)物品の性質や原料が変更になった場合(例:GMOフリー品や添加物無添加品に変更)は、モノ が異なるので、別の物品コードを取得すること。

別の物品コードを取得する必要があるかどうか不明な場合は品質情報室に問合せてください。

#### Ⅲ物品コードの削除について

1)ある物品の仕入を今後行わないことが判明したら、まず仕入単価マスタを削除しなければならない。仕入先、メーカーからの終売案内があった場合、当社の都合(製品の終売など)により仕入中止物品が判明した場合は、その物品の担当者は速やかに関係部署に連絡し、仕入単価マスタを削除すること。製品の終売の場合、その製品に使用している原料について、他の製品に使用されてなく、転売も行われていない場合は、原料の仕入単価マスタを削除すること。

実際には案内された終売日と仕入先、メーカーにある在庫状況によって仕入不可能日を判断して、削除してください。関係部署への連絡は必要があれば池田グループの各社の担当者へも行ってください。

製品の終売の場合は、その製品の担当者がその製品に使用している原料を調べ、対象の原料が他の製品に使用されていないか、転売されていないかを確認し、どちらもされていなければ仕入単価マスタを削除してくたさい。また、終売製品の販売単価マスタの削除も必要です。

製品のリニューアルで物品コードが変わる場合は製品の終売と同様に扱ってください。処方が変更される場合は原料のうち使用しなくなるものがあれば同様に行ってください。

2) 仕入単価マスタを削除した原料の在庫が残っている場合は、営業又は開発担当者に直ちに処理を依頼すること。

製品の終売の場合は、その製品に使用している原料の在庫が残っていれば、担当者が営業又は開発担当者に連絡してください。

3)ある物品の仕入を行わなくなった後、その物品の在庫がなくなり次第、その物品の販売単価マスタと物品マスタを削除すること。

当社の原料管理において、物品マスタの削除は非常に重要です。使用しなくなった物品はこまめに削除してください。

# Ⅳ物品コード採番の特例

1)物品コードは原則として一物品一コードである。しかし、伝票処理の都合上、別物品として管理 する方が良い場合、別の物品コードを採ることがある。詳細は『同一物品に複数の物品コードを 持たせることについて』を参照のこと。